

生活復興支援資金と既存の資金の比較

資金種別	生活復興支援資金	既存の資金	
貸付対象	低所得世帯	低所得世帯	
一時生活支援費	貸付上限	一時生活支援費 二人以上世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内 貸付期間 6か月以内	総合支援資金(生活支援費) 二人以上世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内 貸付期間 12か月以内
	据置期間	最終貸付日から 2年以内	最終貸付日から 6か月以内
	償還期間	据置期間経過後20年以内	
	貸付利子	無利子(連帯保証人が立てられない場合は年1.5%)	
	連帯保証人	原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能)	
生活再建費	貸付上限	生活再建費(住居移転費, 家具什器費) 80万円以内	福祉資金(福祉費:①住居の移転等, 給排水設備等の設置に必要な経費) 50万円以内 福祉資金(福祉費:⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費) *被害の程度が「災害甲慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合についてのみ貸付対象となります。 150万円以内
	据置期間	貸付日(一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日)から 2年以内	貸付日から 6か月以内
	償還期間	据置期間経過後 20年以内	福祉資金(福祉費:①住居の移転等, 給排水設備等の設置に必要な経費) 3年以内 福祉資金(福祉費:⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費) 7年以内
	貸付利子	無利子(連帯保証人が立てられない場合は年1.5%)	
	連帯保証人	原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能)	
住宅補修費	貸付上限	住宅補修費 250万円以内	福祉資金(福祉費:③住宅の増改築, 補修等に必要な経費) 250万円以内
	措置期間	貸付日(一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日)から 2年以内	貸付日から 6か月以内
	償還期間	据置期間経過後 20年以内	据置期間経過後 7年以内
	貸付利子	無利子(連帯保証人が立てられない場合は年1.5%)	
	連帯保証人	原則1名(ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能)	